

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成27年9月8日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

9月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第54号所管分の審査-----	2
補足説明（生活環境部長、保健福祉部長）	
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員、村上英明委員、福住礼子委員）	
議案第55号の審査-----	20
質疑（増永和起委員、山崎雅数委員）	
議案第60号の審査-----	24
補足説明（生活環境部長）	
質疑（山崎雅数委員）	
採決-----	25
閉会の宣告-----	25

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年9月8日(火) 午前 9時59分 開会
午前11時58分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 福住礼子 委員 村上英明
委員 市来賢太郎 委員 増永和起 委員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 登阪 弘
同部次長 山田雅也 市民課長 川本勝也
保健福祉部長 堤 守
同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

1. 審査案件

議案第54号 平成27年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第55号 平成27年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第60号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

台風の接近ということで足元のお悪い中、また何かとお忙しいところ、本日は民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

きょうは、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第54号所管分の審査を行います。本件については補足説明を求めますが、本定例会への提出議案にマイナンバー制度についての関係議案が含まれており、マイナンバー制度についての概略説明もあわせてお願いしたいと思います。

それでは、説明を求めます。

登阪生活環境部長。

○登阪生活環境部長 おはようございます。

それでは、まずマイナンバー制度の概要につきましてご説明申し上げます。お手元の資料をご参照ください。

まず、マイナンバー、個人番号についてでございますが、住民票を有する全ての方に対して1人1番号のマイナンバー12桁を、住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障・税・災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実に情報連携することができるようになります。

次に、2の個人番号カード交付までの流れでございますが、お手元に総務省が発行しております1枚物の資料がございますが、この裏側にマイナンバーカードをイメージできるようなものが掲載されておりますのでご参照ください。

まず、①のマイナンバーの通知でございますが、平成27年10月以降、市町村の委任を受けた地方公共団体情報システム機構、通称J-LISから各人にマイナンバーを記載した通知カードが簡易書留で郵送されます。なお、簡易書留の差出人でございますが、この資料で文字が小さくて申しわけありませんが、資料の個人番号カードの申請方法のステップ1の差出人のところは何々市となっております。市民の皆様からしますと、摂津市から送付されてきたとわかるような形になると考えております。

次に、②の個人番号カードの申請でござ

いますが、個人番号カードの交付を希望される方は同封の個人番号カード交付申請書に顔写真を添付した上、返信用封筒でJ-L I Sに郵送申請します。なお、交付申請書の宛先でございますが、現在示されている案では何々市長様とあり、その下に括弧書きでJ-L I Sの正式名称であります地方公共団体情報システム機構宛と記載されております。

次に、③の個人番号カード交付の通知でございますが、平成28年1月以降、J-L I Sで作成されました個人番号カードが市役所に届きます。市役所から申請者へ個人番号カードの交付の準備ができた旨の通知書を送付します。次に、④の個人番号カードの交付でございますが、交付通知書と本人確認書類、通知カードを持って市役所窓口へ行っていただきますと、本人確認のうえ、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

次に、3のマイナンバーを利用できる主な法定事務でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第1（第9条関係）に、マイナンバーを利用できる数多くの業務が列挙されておりますが、その中から年金の資格取得、確認、給付に関する事務のほか、主な11の業務をそこに記載させていただきます。

資料の裏側をごらんください。

次に、4の市における対応についてでございます。まず（1）でございますが、平成28年1月から先ほどの番号利用事務において申請書、届出書などに個人番号欄を追加し、市民に個人番号の記載を求めることとなります。また、各業務システムにおいて個人番号の項目を追加するための改修を行います。

（2）でございますが、法令で定められた事務以外であっても、社会保障・地方税・防災に関する事務やこれらに類する事務で市町村の条例で定めれば、市町村独自で個人番号を利用することができます。今後、個人番号の独自利用を検討していく必要があります。

次に、5の民間事業者における対応についてでございます。民間事業者においても、平成28年1月以降、源泉徴収票の作成や健康保険・厚生年金・雇用保険の手続などで従業員などのマイナンバーを記載することとなります。また、平成27年10月から、法人に対しては、1法人一つの法人番号で13桁が指定され、登記上の所在地に通知されます。法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用できます。

なお、法人番号につきましては国税庁が指定します。以上でございます。

続きまして、議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算（第2号）のうち、生活環境部に係ります部分につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、8ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事務に係ります経費に対する国からの補助金でございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事務に係ります経費でございます。個人番号カードの交付につきましては、一定の数の来庁者が予想されることから、市役所西別館1階に特設会場を設け、円滑に事務を執行してまいりたいと考えております。

それでは、節を追って、ご説明申し上げます。

ます。

節7 賃金は、個人番号カード交付事務に従事する非常勤職員の賃金でございます。

節1 1 需用費は、特設会場で使用する事務用品等の購入に係る経費でございます。

節1 2 役務費は、郵送費用及び特設会場に設置する電話の利用料金でございます。

節1 4 使用料及び賃借料は、特設会場に設置する電子複写機のレンタル料でございます。

節1 8 備品購入費は、特設会場で使用する受付カウンターやキャビネット、ファクシミリなどの購入に係る経費でございます。

以上、生活環境部に係ります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 次に、堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 議案第54号、平成27年度摂津市一般会計補正予算（第2号）のうち、保健福祉部の所管いたします事項につきまして、その内容をご説明申し上げます。

歳入につきまして8ページ、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金1,864万4,000円は、平成26年度介護保険特別会計決算に伴います一般会計への返還金でございます。

以上、保健福祉部の所管に係ります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑に入る前に、マイナンバー制度の説明があったんですけれども、当局で答えられる部分と、国に関することについて不確実な部分があると思いますので、確実な分だけはちゃんと答えていただいて、不確実な質疑についてはまた後ほどに報告等々いただきたいと思っていますので、その辺

をよく配慮しながら質疑をしていただきたいと思います。

それでは、質疑を受け付けます。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

マイナンバー制度に関する質疑をさせていただきたいと思います。

今、ご説明いただきまして、通知カードの郵送時に差出人が摂津市となるようにお聞きしましたけれども、封筒について、我々は普通に摂津市から郵送されてくる封筒をもらったら、これは大事なやつだなと思うんですけれども、いろいろな封筒で送られてくる場合は見ないで捨ててしまうこともあるんですけれども、そういった封筒に関してはJ-LISのものになるのか、摂津市から送られてくる重要書類であるということがわかるようになっているのかを教えてください。

あと、この通知カードが送られてくる際ですけれども、長期入院されている方とか、長期の出張をされている方、また海外に滞在されている方、例えばDV被害などを受けていて住所を特定されたくない方、そういう方に対してどういった対応をされているのかをお聞きしたい。

もう一つ、市民向けの窓口ですけれども、西別館でご説明されるということをお聞きしましたけれども、10月以降に封筒が送られてきてこれは何だったのかなと、よくわからない方からの問い合わせがあるかと思いますが、どういった形で対応されるのか。また、マイナンバーの管理についても企業に求められると思うんですけれども、またそれに加えまして13桁の企業向けの番号も発行されるということで、そういった形で新しい制度になって、企業に対する説明をどうされるのか。商工

会館に窓口もできたことですし、そういったところでやられるのか、いろいろな形で説明していただきたいなと思ってお聞きしたいと思います。4点お聞きいたします。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 それではまず、通知カードの封筒のご質問でございますが、封筒のほうはまだ国のほうからきちんと提示はされておりませんが、国から提示されております資料によりますと、窓空きのところで摂津市という表示になっております。これはなぜかといいますと、法律上は市町村長が付番して通知をするということになっておりますので摂津市ということになっているんですけれども、国の省令のほうで、市町村長は通知カード及び個人番号カードの事務について、J-LIS、地方公共団体情報システム機構に委託することができるとなっておりますので、全国の市町村がJ-LISに委託をしまして、J-LISのほうで一式通知カードの封書をつくりまして、J-LISのほうから実際は郵送されるということでございます。この通知カードの郵送でございますけれども、簡易書留で配達されますので、簡易書留でしたら郵便局が訪問されて判こをもらうという形になりますので、なくされたというケースは余りないかなと思っております。

続きまして、長期不在の方、それから国外にいらっしゃる方、あとDV被害の方というご質問でございますが、国外に今住んでいる方につきましては付番されません。住民基本台帳に記録されている方が対象になってまいりますので、転勤とかで海外にいらっしゃる方は付番されませんので、通知はされません。

あと、長期不在の方でございますけれども、仕事とかの理由で長期出張をされているという場合は住民登録のところに送られるという形にはなりません。というのは、住民基本台帳法で実際に居住しているところに住民票を置くこととなっておりますので、住民票の住所に通知カードが送られるという形になります。

あと、DV被害者の方で住民票の住所地に住んでいない方というご質問でしたが、現在、DV等被害者の方で住民票の住所地に住んでいない方のために居所情報の登録申請というのを受け付けております。これは国の制度ですけれども、今現在、全国一斉に受け付けておまして、9月25日まで受け付けております。実際のところは、住所地にマイナンバーが記載された通知カードが届きますので、そういったDV被害を受けている方につきましてはそれが受け取れないということでございますので、住民票のある市役所に申請していただき、それで申請が認められれば実際に住民票の置いている場所ではなく今住んでいるところに送付するという仕組みでございます。

対象者でございますけれども三つありまして、東日本大震災の被災者で住所地以外の居所に避難されている方。DVとかストーカーの被害者で住所地以外の居所に移動されている方。それから、ひとり暮らしの方で長期間、病院とか施設に入院、入所されている方。この3つが対象となってまいります。ちなみに現在、本市での受け付けは4件ございます。

それから、続きまして、西別館での通知後の対応ということでございますが、実際に交付事務を行うのは1月以降ですけれども、10月から通知カードが配られます

ので、非常勤職員を10月から採用しまして、西別館のほうに詰めまして、電話の対応等もさせていただくことになっております。電話につきましては10月から専用回線を引きまして対応させていただきたいと思っております。

あと、通知カードが届きまして、高齢の方でしたら、これ何やろうということで市役所を訪問される方もおられますので、そういう方につきましても西別館のほうにご案内して、制度の説明もさせていただきたいと思っております。

それから、企業への周知ということでございました。企業への周知につきましては、法人番号ということで企業は国がするのかなと思っておりますけれども、できるだけ市のほうでも広報誌等々、ホームページ等々でPRはしていきたいと思っておりますし、少しお聞きしたんですけれども、9月の末ごろに商工会のほうでマイナンバーの講座が開かれるということをお聞きしておりますので、そういった講座にも企業さんに参加していただければと思っております。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 民間事業者への周知ということで補足させていただきます。

先ほど川本課長からもありましたけれども、基本的には国税庁のほうでPRということになるかと思うんですけれども、市として把握しているのは9月29日に商工会主催、吹田税務署が共催ということで、初心者のためのマイナンバー実務講座というのを開催されるということをお聞きしております。これが最初ということで、恐らく今後も必要に応じてこういうこともされるというようなことかと思っております。ある

いは、吹田納税協会なんですけれども、マイナンバー制度の説明会ということで、あす、吹田市のメイシアターでされるというような情報も聞いておりますので、事業者の方から市に問い合わせ等がありましたら、情報を収集してご案内させていただくというようなことしております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご説明をいただきまして、通知カードは書留で送られ、不要なものではないというのは、はっきりわかるということで安心しました。長期入院の方や海外に長期で滞在されている方とか、また住所を特定されたくない方への対応もされるということで、その点についても安心しました。新しい制度というか新しい番号がふり分けられて、それで税と公的証明書の申請にかかわることで制度が変わるということで問い合わせが結構あるかと思えます。私が市民の方とお話をする際でも、どちらかというところと反対される声のほうが大きく聞こえるんです。その反対される方の声というのは、管理されたくないだとかそういうことなんですけれども、どちらかというところと説明不足によって、それでわからずに反対しているということもあろうかと思えます。ですので、市民向けの窓口についてはしっかりと対応していただいて、それでこれから税金だとか公的証明書を発行する際に便利になるんだよという説明をちゃんとしていただければ多くの賛同が得られると思えますし、また移行する期間についてもいろいろと問い合わせがあろうかと思えますので、その点について市でもしっかりと対応していただきたいと思えます。

それと、企業の説明会についてですけれども、やっていただけるということで少し

安心しましたけれども、こういうカードが発行されるということですのでけれども、必要となってくる方で一つ僕がピンと浮かぶのは、運転免許証を返納された方が自分の証明書が今ないというような方が、便利になるかなと思うんですけれども、また摂津警察などに問い合わせいただきまして、返納者に対してこういうカードを申請していただいたら、ほかの証明書ができますよという案内もしていただきたいなと思います。

以上、要望として終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上村高義委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 私も引き続き、マイナンバー制度のことについて質問させていただきます。

まず、その前に、このマイナンバー制度について、日本共産党としては反対の立場をとっております。それは、まず一つ、国民一人一人に原則普遍的個人番号を付番し、個人情報によって容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害、なりすましなどの犯罪を常態化するおそれがある。

2番、共通番号システムは初期投資3,000億円ともされる巨額プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま新たな国民負担が求められ続ける。

3番、税や社会保障の分野では徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねない。こういった点から日本共産党はこのマイナンバー制度については反対をしております。

質問に入るんですけれども、先ほどご説明がありました12ページ、13ページの

非常勤職員の賃金というところですね。アルバイトの方に10月から入ってもらうということなのですが、何人ぐらいなのか。それから、今回のこのマイナンバー制度の問題は個人情報という大変なものを扱う中身ですし、どういった研修や教育をそのアルバイトの方々にされていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、通知カードが10月に届きますと政府は言っているんですけれども、果たして本当に10月に全ての人々に通知カードがいくというような作業が間に合うのかということも懸念をされているところです。通知カードが届かないであるとか、それと、これは市のほうからになるんですか、交付ができますという通知ですね、そういうのがなかなか届かないとか、またいろいろなトラブルもすごく予想がされると思うんですけれども、カードの利用範囲や扱いの注意点とかそういうものの説明などもまた求められると思いますけれども、個人番号カード交付の窓口で市民にそういうさまざまな質問をされた場合は、そのアルバイトの方が答えられるのか。電話も設置されるというようなことでしたけれども、一体誰がどのように対応されるのかを、まずそれもお聞きしたいと思います。

それから、本人が市役所へ来て本人確認をしてから個人番号カードを受け取るということだったんですけれども、本人が市役所まで来れない方、これについては代理で個人番号カードを受け取れるのか。もしそうだとするならば、代理可能なのはどういう範囲の方々に、それに対して例えば証明であるとか、そういうものは必要なのか教えてください。

それから、住基ネットで起こったなりす

まし、この事例、件数、こういうものについて把握していたら教えていただきたいと思ひます。

そして、通知カードと個人番号カード、これの引き換えをするときに、やはりなりすましの問題があると思ひうんですけれども、どのような対策を講じておられるのか。

それから、今、市来委員のほうから長期入院とかDVの方とかいろいろなケースを聞いていただきました。私も関心を持っていたところです。特にDVやストーカー被害の方、居所の情報を通知すれば住民票のあるところではないところに送られるというお話だったんですけれども、それはDVやストーカー被害であるということについての何らかの証明とかそういうものが要るのか。ただ、申請だけでそれをしてもらえるのか。

それと、DV被害の方々に前もって申請をすれば、自分が今いるところで受け取れますよというようなことの情報が必要しも行き渡ってないと思ひうんですよね。そういう場合は、住民票のあるところに通知が送られてしまうわけですよね。撰津市を通じて、住民票の手続をして他のところへ行かれたDVの被害の方なんだということをお初めから認識されているような場合は別かもしれませんけれども、そういう認識のない場合は夫のところに行ってしまう。そうしたら番号を知られてしまうわけですよね。そういうカードが普及し始めてから番号がないということで非常に困られるような場面が出てくるのかなと思ひうんですけれども、そういうケースの場合は一体どういう対応がなされるのか。それについても教えていただきたいと思ひます。

それと、今、住民票や印鑑証明の申請そ

のものに本人確認というのが必要なのでしょうか。それは今後とも変わっていくものなのか。免許証や何かを出さないと、本人が申請に来た場合ですよ、本人確認を何か出さないと住民票とかそういうのが発行してもらえないのか。これは間違っていたらごめんなさい、私の認識では、本人が申請に来たら別に本人確認のものを出さなくても証明をいただけるのではないのかなと思ひっていたのですが、違ひますかね。そこについて教えてください。1回目は以上です。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、最初に、非常勤職員は何人ぐらい採用するのかというご質問でございますが、非常勤職員につきましては10月から任用するわけでございますけれども、10月当初は4名でスタートしようと思ひております。11月以降につきましてはその業務の状況を見ながら順次増員を図ってまいりたいと思ひております。

予算上、個人番号カードの交付時期、11月以降につきましては最大13名で見積もっておりますけれども、業務の状況を見ながら13名必要でなければ、10名で間に合うんだったら10名、9名で間に合うんだたら9名ということで業務の状況を見ながら適正な人数を配置してまいりたいと思ひております。

続きまして、非常勤の研修でございますけれども、本番は来年1月でございます。10月から電話等々の対応、それから通知カードの返戻分の処理とか仕事はございますけれども、その間に10月から11月までの間にじっくり制度の勉強だとか、11月以降の事務の流れの準備とか、時間がありますので、その間にしてまいりたいと思ひ

ております。

それから、通知カードが10月に届くのかというご質問でございます。一応、国のほうの広報では10月から通知されますということになっております。私どもも、広報で10月以降ということになっておりますので、10月5日法施行、そこから中旬ぐらいには通知カードが届くのかなと思っておりましたけれども、どうも、これは非公式ではございますけれども、一斉に10月から配送するのではなしに、地域ごとに順次配送していくというふうに聞いております。10月中旬ぐらいから順次配送しまして、遅いところでは11月末までには配送するというところでございますので、地域によっては、11月にかかるところもあると聞いております。

それから、非常勤職員が制度の説明をするのかというご質問でございますけれども、西別館で非常勤職員を配置しまして交付の事務をするわけでございますけれども、少なくとも正職員1名は配置しようと思っております。基本的には10月からきちんと勉強をしていただいて、非常勤職員には一定の制度説明ができるようにはやっていただくわけでございますけれども、正職員もきちんと1名配置しますので、もし重要な案件等々がございましたら正職員が対応することとなります。

続きまして、交付の際の代理人のお話でございますけれども、まだ国のほうから事務処理要領が届いてませんが、今のところは、原則は本人に来庁していただいて、本人に手渡しということになっております。ただし、病気の方、それから身体に障害のある方、この方に関しては代理人でも可能になると聞いております。ただ、これはやっぱり身分証明書になるカードで

ございますので、代理の範囲を広げてしまうと不正利用のリスクが出てまいるということでございます。極力本人に取りにきてもらうというのが原則だと思っております。

続きまして、住基カードのなりすましの件数、これにつきましては本市につきましてははないということでございます。全国的な数字は今持ち合わせておりません。

それから、なりすましの対策でございますけれども、基本は通知カードが郵送されて、その中に個人番号カードの申請書が入っているわけなんですけれども、その通知カード、個人番号カード申請書につきましては、さっきも申しましたように簡易書留で送られますので、恐らくほとんどご本人もしくはご家族の手元に直接届けられると考えております。普通郵便でしたらポストから抜き取られるということがあると思うんですけれども、これについてはご本人かご家族の手渡しになりますので、不正に利用されることは少ないのかなと思っておりますし、きちりまだ事務の手続は決まっておられませんけれども、1月以降の交付の段階でも本人確認を2回行うこととなります。まずは来庁されまして、受け付けの際に通知カードと交付通知とはがきを持ってきてもらうわけですが、それとあわせましてその人の身分証明書等で本人確認を一旦させてもらいます。それから、実際の交付の際には受付とは別の窓口でカードを持ってきてまして、カードの顔写真とご本人と見比べますし、それでご本人にもこの名前と住所は間違いありませんかと確認をしますので、その辺はきちり不正利用それから誤交付がないようにはやってまいりたいと思っております。

それから、先ほど居所情報の登録というお話をさせていただきましたけれども、これにつきましては国の制度でございまして国のほうも広報等々でPRをやってございまして、また市のほうでも9月1日号の広報紙にも載せました。あと、ホームページにも掲載しております。なかなか全ての方にこの登録申請の情報が行き渡っているかといえば、行き渡っていない部分もあるかもしれませんが、市民課としては庁内、関連部署、福祉でありますとか、教育委員会の子育て関係、家庭児童相談室等々でこの制度のご案内はさせていただいておりますので、その辺でなるべく多くの方にこの情報を知っていただいで申請をしていただければと思っております。

続きまして、現在の住民票、印鑑証明書等々の本人が来られた場合は本人確認をやっているのかということでございませけれども、これはご本人であっても運転免許証それからパスポート等、顔写真入りのもので本人確認はさせていただいております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 先にお答えをいただいでない部分があるので言っておきます。

DVの被害者であるということについて何か証明を必要とするのか。ただ、連絡をして自分が申請をすれば、そこへ送ってもらえるのかということが一つと、それからもしこういう情報が得られずに先に通知カードが送られてしまった場合はどういう対応になるのか。後でそういう通知カードが送られる、番号が必要な場面が出てくることになったときにやっと気がついたというときにはどうなるのか。一生で一つの番号しか原則ふられないみたいなこ

とがあるわけですがけれども、そういうときはどうなるのかということですね。それがお答えいただいでいない部分です。

2回目の質問なんですけれども、アルバイトの方の研修もしていただいで、正規の方も1名配置していただいでということだったんですけれども、やはりさまざまな方が全くわからない、新しい制度ですので、来られていろいろな問題が窓口で出てくるのではないかと思うんです。制度の説明であるとかそういう決まったことだけではないものがいっぱい出てくるのではないかと思うんです。そういうことに対して本当にしっかりと行政として対応できるのか。アルバイトの方が何かそこでミスをしてしまったときに、本当に取り返しのつかないものですからどういうふうに責任をとれるのかということ、これは非常に問題が大きいことではないかなと。私は摂津市が対応ができないことに非常に問題があるということも行政としてはあるかもしれないんですけれども、それ以上に今のお答えを聞いていますと、本当に国のために皆さん一生懸命苦勞なさって準備もされているわけですが、国のほうがこれだけの制度をやろうとしているのに、なかなか制度がきちんとうまく回っていくような準備も整っていない、そういう中で無理やり押し進めている制度だというのが、やはりお答えを聞いていて思うんです。先ほどの代理の人がどういう場合だったら代理でもいいのかとか、そういう細かいことについて今の段階でわからないというのは本当に問題があるなど。市民からもし聞かれても同じお答えになるわけですね、国から通知がおりてきていませないので、はっきりしたことはわかりませませんがという話

を今の段階でしないとイケない。もう10月は目の前。10月5日からと言われているけれども、今のお話では11月の終わりがごろまでかかってしまう可能性があるわけですね。10月と聞いている市民の方は通知カードが届いていないという不安を持たれたりいろいろするわけですね。そういう情報を知らせるとのことだけではなくて、ともかくやりますが先行して、本当にきちんと国民に責任を果たせる制度になっていないということについて、そして非常にそのしわ寄せが地方自治体の職員の方々にいってるとのことについて、やはり国に対してもしっかりとこんなことでは困るという声を上げていただきたいと思うんです。

それから、なりすましの問題ですね。住基カードの中でなりすましの問題が出てきています。住基カードは2003年8月に交付が始まりましたけれども、最初になりすましによる不正取得が明らかになったのは2004年2月、佐賀県においてでした。不正取得が行われたのは前年9月で、役場で住基ネットのポスターを見て思いついた男性が、知人男性の氏名、住所、生年月日と自分の顔写真で申請をして取得をした住基カードでサラ金から約60万円を借りたという事件だったそうです。この後も、そういうなりすましであるとか不正取得というのは引き続きありまして、総務省の調べでは2009年から2012年度の4年間に226件の不正取得、それから、なりすましはそのうち103件ということでした。摂津市は住基ネットのカードの分ではなかったのかもしれないですけども、やっぱり今回は全国民にということで、全く規模が違いますし、住基カードの場合でしたら範囲が決まっていますよ

ね。そんなにいろいろなものがひっついてくるわけではないですけども、この個人番号というものは、今でも多くなりましたけれども、さまざまな情報があります。今後、民間でも活用できるとか、いろんなことがこの番号の中に入り込んで来るとということで、なりすましの問題も今までなかったから大丈夫やろうということではなくて、本当にあり得るものとして、ご本人が共謀じゃなくても詐欺に遭うてる場合だってあるわけですね。うまいこと言われて、よくわからへんかったからとか、いろんなケースがありますので、そこはやはりしっかりと対策を考えてほしいと思いますし、100%の対策というのができないのがこの制度の問題だと思います。やはりそれについても国に向けてしっかりと現場からの声を挙げていただきたいなと思います。

それと、この個人番号カードですね。これの普及について、これは目標とかが定められているんですかね。普及はこれぐらいにしようとか、そういうことについてお聞かせいただきたいんです。

それから、この個人番号カードというのが便利ですよと言うてる中の一つにはコンビニ交付ができますよというのがあると思うんですけども、証明書、住民票であるとか、印鑑証明書であるとか、そういうものをコンビニで取るということになると、手数料の半額程度をコンビニに支払わなくてはいけないということも聞いているんですが、このことについても教えていただきたいと思います。

さらにシステムをコンビニとつなぐとか、そういうことの連携やメンテナンス費用も発生するのではないかなと思いますけれども、そこら辺についても教えていた

だきたいなど。

第5次行革で市民サービスコーナーもコンビニ交付ができるから廃止するとおっしゃってますけれども、果たして本当に市民サービスコーナーを廃止してコンビニでみんなやってくださいというほうが安上がりなのか、もちろんコンビニじゃなくて市の職員の方、正規であろうとなかろうと、きちんと市と雇用契約を結んでるような方に市民サービスコーナーで証明書を出してほしいという、そういう部分も、もちろんあるんですけれども、費用的に言ってもコンビニのほうが安上がりなのかどうなのかというのが、知りたいので、それも教えていただきたいなと思います。

○上村高義委員長 コンビニ交付については関係あると言えば関係あるんですけれども、関係ないと言えば関係ないんで、その辺のことも配慮しながら答弁いただいて、次につなげてください。

川本市民課長。

○川本市民課長 先ほど答弁が漏れがありまして申しわけございませんでした。最初の答弁漏れの部分ですけれども、DV被害者につきまして証明書が要るのかというところがございます。今のところDV被害については証明書は求めておりません。本人への聞き取り等を行っております。これにつきましては、向こうの居所の市町村にも問い合わせ等々させてもらいたいと思っておりますので、その中で確認をさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど居所情報の登録、DV以外にも長期入院、長期施設入所というお話がありましたけれども、これにつきましては病院と施設で証明書をいただいております。

それから、居所情報の登録をしなかったら通知カードが届いてしまうのではない

かというところがございますけれども、確かに登録しなければ住民票の住所地に通知カードが届いてしまいます。しかし、理由をおっしゃっていただければ、再交付の対応もさせていただきますので、届くのは届きますけれども、ちゃんと理由を申しってもらいましたら、本人にはもう一度通知カードを再交付して、番号をお渡しさせてもらいたいと思っております。

それから、2回目のご質問の西別館での非常勤職員の事務におきましての苦情、ミスの責任というご質問でございました。簡単な苦情等々は非常勤職員に対応はやっていただこうかなと思っておりますけれども、正職員も詰めておりますので、難しい苦情対応につきましては正職員のほうでさせていただきたいなと思っております。正職員も詰めておりますし、私どもも頻繁に顔を出そうかなと思っておりますので、そのように対応してまいりたいと思っております。

それから、通知カードが届く時期についてですけれども、国のほうに早く摂津市での配付の期間を教えてほしいということで要望はしております。それがわかり次第、広報紙等々、ホームページ等々で摂津市での配付期間はお知らせしてまいりたいと思っております。

それから、なりすまし対策ということでございますけれども、つまり不正取得でございます。先ほど申しましたように、悪意を持って申請される分につきましては、こういう制度の仕組みになっておりますので、私どものほうではどうすることもできないということがございます。ただ、市として絶対に徹底してまいらなければならないのは交付の際に確実にご本人さんであるということを確認して、本人に確実に

渡すということでございます。これだけはきっちりと市のほうでは注意してやってまいりたいと思っております。

それから、個人番号カードの交付の目標というお話でございました。目標ではございませんけれども、国のほうで大体交付枚数を想定しております。国のほうでは、平成30年度までに国全体で8,707万枚を想定しております。国のほうでは、平成27年度の1月から3月までの3か月間で、国全体で1,000万枚、平成28年度で2,090万枚、平成29年度で3,090万枚、平成30年度で2,527万枚を想定しております。本市につきましても、なかなか予想は難しいんですけども、大体これぐらいの割合で来られますと、摂津市では平成27年度3か月間で7,000枚、平成28年度で1万4,000枚、平成29年度で2万1,000枚、平成30年度で1万7,000枚という計算でございます。実際のところ、どれぐらいの方が来られるのかわかりませんが、本市でも、来年1月末ごろからコンビニ交付を開始したいと思っておりますので、なるべくPRしまして、市民の皆さんにはできる限り持ってもらうように進めてまいりたいと思っております。

それから続きまして、コンビニ交付の部分でございますが、コンビニ交付の費用等のお話がございました。システム手数料ですけれども、コンビニに払う手数料としましては、一通につきまして123円をコンビニに手数料として徴収されるということでございます。コンビニ交付の費用でございまして、今資料を持ち合わせておりませんが、きっちりした数字ではありませんが、大体初期投資、イニシャルコストで約4,000万円ぐらいだったと記憶

しております。それからランニングコストにつきましては交付枚数によるんですけども、大体1年間800万円から900万円ぐらいと思っております。サービスコーナーとの経費のことでございましたけれども、サービスコーナーにつきましては、大体1年間2,000万円と少しですね、予算を計上しておりますので、当初、初期費用はございますけれども、将来的には、コンビニ交付のほう安くなるという計算でございまして。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 一通123円コンビニに払うというお金と、それからランニングコストにして800万円から900万円、交付枚数によって変わるとおっしゃったものは同じものなのか、同じものなんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員 そういことですね。わかりました。

3回目の質問になるんですけども、認知症の方、高齢者の方、その他障害のある方、いろいろカードの保管とか活用そのものが難しい方いらっしゃると思います。また番号そのものがふられない方というのやはりあると思うんですね。ホームレスの方であるとか、子どもたちの中で戸籍のない子どもたちが一定数いるということも政府の調査の中でこの間明らかになってきていると思うんですけども、やはり全ての人々にナンバーをふるというそのものが本当はできないことだと思います。そういう中で、この番号そのものがふられないような方もいらっしゃるという中で、そういう活用が難しい方、そういう方々もいらっしゃる中で、そういう方々が社会のさまざまな制度からはじかれられないこととい

うことこそが、本当は一番心配しないといけ
ないことなんじゃないかなと思うんです。
先ほどDVの方は再発行できますと言
わりましたがけれども、再発行で済むのか
なというのが私としてはすごく疑問なん
ですよ。そのDVの被害者の番号が加害
者の手に渡ってるわけですよ。さまざ
まな場面でその番号ってこれから先使
われていくことになって、もちろん本
人確認とかはできないでしょうけれど
も、その番号が知られてしまってる
ということ自体が精神的にだけでも
すごく圧迫感があるものではないか
なと思うんです。このマイナンバー
制度そのものに非常に大きな問題
があるなと私は思っています。情報漏
れとか、今回はなりすましだけのこ
とで質問しましたがけれども、やっぱ
りシステムの問題なんかでも、民生
常任委員会ではそのことについては
答えられないと言われるかなと思
って、システムを通じての情報漏れ
ということについては、今回質問し
ませんでしたけれども、そういうこ
ともいろいろ懸念がされています。
年金の情報漏れがすごく大きく
ニュースにもなりました。そういう
中で個人番号をふるということその
ものに、やっぱりこの制度をやる
こと自体に非常に大きな問題があ
ると思うんです。自治体の職員の
皆さんがさまざまな苦勞をされて
はる、そのことも含めて費用も恐
らく国が出すだけではなくて、自
治体にもいろいろかかってくる
と思うんです。そういうことも含
めて、やはりマイナンバー制度
そのものに国に対して本当にこれ
はやるべき制度なのかということ
をしっかりと行っていただきたい
なと思います。特に個人番号カ
ードですね、これの普及という
ことを今さっきおっしゃって
いたけれども、この個人番号カ
ードは取得す

ることは義務ではないわけですよ。通
知カードだけで十分なわけですよ。
さらに欲しい人はこの個人番号カ
ードに換えられますよという内容
だと思うんです。これは義務では
ないということをおっしゃって
ほしいんです。さまざまな問題
が含まれている。なりすまし
であるとか悪意の部分は防げ
ませんと今おっしゃっていただき
ました。そのとおりやと思いま
す。それ以外にも情報漏れの
問題やいろんなこともある。落
としたり、なくしたりそういう
ことだってもちろんあるわけ
です。管理そのものがなかなか
大変なものだと思うんですよ。
こういうものを交換せな
あかんのやと思いません。義
務ではありませんというところ
こそしっかりと伝えてもらいた
いなと思うんです。

先ほど企業への説明ということも
市来委員のほうからもありま
したけれども、国税局のほう
がQ&Aみたいなのをつく
っております。その中で5月25
日に出されている部分ですけ
れども、従業員や講演料等の
支払い先から個人番号カード
の提供を受けられない場合、
どのように対応すればいい
ですかという質問に対して、
義務ですから教えてください
ということをおっしゃって
くださいねというのが書いて
あるんですけれども、それで
も教えてもらえない、提供
してくれないという場合につ
いて、それは義務であるよ
ということをお伝えしまし
たよということをおっしゃ
っていただきたい内容なん
です。なおかつ法定調書など
の記載対象となっている方
全てが個人番号をお持ちとは
ならず、そのような場合は
個人番号を記載することは
できませんので、個人番号
の記載がないことをもって
税務署がそれを受

理しないということはありませんと国税庁は言うてるんですね。やはりこの個人番号というものについての扱いというのに対して、もうこれが必ずしも義務なんだと押しついたり、また個人番号カードの取得について血道を上げるのではなくて、反対にそのカードを持つことは決して義務ではありませんということこそ伝えていただきたいと思うんです。この目標を持って普及のために頑張るということではなく、これは義務ではないという情報をしっかり市民に開示してほしいので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 それでは、まず最初の通知カードが居所情報の登録をしなかったら加害者の手に渡るというお話でございました。実際のところ通知カードだけではいろんな手続をする際、番号だけでは利用はできなくなっておりますので、実際本人確認、顔写真等々要りますので、番号だけでは不正とはならないんですけども、制度としまして、番号が漏えいして、不正に利用されるおそれがある場合は番号の変更もできる制度になっておりますので、どうしても不正利用されるというおそれがある場合は申し出ただいて、番号の変更の申請の手続をとっていただくことになろうかと思えます。

次に、個人番号カードですけれども、市のほうとしましては推進していくと先ほど申しましたけれども、もちろん義務的なお話は決してしませんので、あくまでご本人の希望によって申請してくださいというご案内をさせていただきます。ただ、市としてもやっぱりいろんなメリットをお伝えする必要がございますので、そういったときにはコンビニ交付で使えるよとか、あ

と e-Tax ですか、税の電子申請にも使えますので、そういったメリットのご案内はさせていただこうかなと思っております。ただ義務というお話はしませんのでご了承いただきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 通知カードだけでは勝手に使えないというお話でしたけども、例えばその方が夫で、妻がDVの被害で住民票を置きながらどこかに居所を移してるというときに、やはり扶養親族としてこれから番号が求められると思うんですよね。夫の扶養親族であるということでは書かれると思うんです。そういうときには別に会社に妻が本人が行ってとか、そういうことをしなくても、その会社としては妻だということで、その番号で扶養控除とかそういういろんなもの、社会保険の関係とかやっていくと思うんですよ。そこら辺はやっぱりいろいろ出てくると思いますので、通知カードだけだから何もできないということにはつながらないのではないのかなと。さまざまな問題が生まれるんじゃないのかなというふうに思います。これは、もうお答えいただかなくても結構です。ぜひそういうところも気をつけて考えていただきたいということで結構です。

それと個人番号カード、普及したいというお話なんですけれども、メリットをもちろん伝えるということ、これについてはそれは結構です。そやけども、リスクもあるわけですよ。やはりデメリットの部分というのもきちんとしっかり伝えていただきたい。義務ですよと言わないと、これはもう当たり前です。行政の方がこれ義務ですよなんて言ったら、それこそ大変な問題です。そやけど、もう市からいろいろ来るものは真面目な市民の方はせなあ

かんもんやと思ひ込みはる方がすごく多いんですよ。だから義務ではありませんと、あなたの選択にゆだねられているものですよということをきちんと伝えていただきたいと思うんです。この点もう一回お答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 先ほど言いましたように本人の意思によって希望されたとついでに、されない場合は申請しないということになると思います。ただ何遍もなりますけども、市としまして、どういったことに利用できるかというご説明なしではいけないと思いますので、その辺はご了承いただきたいなと思っております。

○上村高義委員長 委員長のほうからも今の質疑の中で配付時期が11月末ごろぐらいということと、不確定ということがあったということと、代理可能についても、まだ正式に決まってない等々の話があったんですけども、このことについては早く確実にしていただいて、我々議会にも早く報告していただきたいということと、今、いろんな危険、危惧をする面が質問されて、リスク対策としては庁内できっちり詰めて、提言を真摯に受けとめて議論していただきたいということを申し添えておきます。

ほかにありませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 マイナンバーのことなんですけども、今話を聞いていても、なかなか危険性というのが全然払拭できない。まずこの補正予算の中のこの交付事務について、国からは262万円、一般財源、市の負担が893万円も求められているわけですよ。交付事務は来年以降もずつ

と続いていくわけですけども、これまた交付金化というか、ちゃんと手当はされていくんでしょうか。この893万円も市の負担を求められていくということに対してどういうふうと考えられますか。

それから、今後の話なんですけども、さっき言ってた外国に今お住まいの方は交付されない。付番されない。帰ってきたら住民票登録したときに新たに付番をされる。これからも出生される方なんか当然これからの付番になると。赤ちゃんから何か全部付番されるわけですね。扶養親族の番号を全部書くようになるということですから、この出生とか死亡とかの例でもマイナンバーの管理も今度は市がやっていかなくてはならないということになるわけですかね。このカードの危険性について認識が甘いかなと思って、お聞かせ願いたいんですけども、見本に書いてあるように写真が張ってあって、裏にはICチップがあって、磁気テープも入って、何かIDバーコードをみたいなんもついてて、それこそハッキングが得意な方なんかは、あれをポケットの上からでもスキャンできるという話も最近ありますから、落とさなくてもほんまに管理が難しいものになってくるんじゃないかと思うんですけども、市役所がコントロールする、大丈夫ですと言うんじゃないかと、ご本人の管理が非常に大変なことになってくるとは思うんですけども、例えばご希望によったら、それこそ赤ちゃんでもカードは発行できるわけですよ。この後、再交付の手数料も決めますけども、赤ちゃんの写真のままでずっといくんですかというようなことも問題になってくるんじゃないかとは思いますが、こういったこと、これからのこと、市が担わなくてはならない、この事務につ

いてお聞かせいただきたいと思ひます。

今はJ-LISにナンバー付番されてますけども、今度1月には全部市のほうに、住民票に対応する番号というのは全部お知らせがあるわけですよ。新しい出生届云々で、新しいナンバーは、これからは市がやっていかないといけなくなるわけですよ。それもお聞かせいただきたいと思ひます。

先ほどコンビニ交付の話も出ていたけども、住民票の交付とか印鑑登録の交付とかについて、これは条例でつくっていかなくてはならないということになるんだと思うんですけども、さっきのサービスコーナーを閉鎖する云々に当たっては、マイナンバーも使ってというようなことをご説明されていまして、住民票のコンビニ交付というのにマイナンバーを使うという話になってくるとどういふ処理が必要になってくるのかもお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 それでは、最初に国からの個人番号カード交付事務費補助金でございます。国からの補助金のほう262万9,000円、歳出のほうは、1,156万6,000円ということで、かなり補助金のほうが少なくなっております。これにつきましては、国は交付事務に関しまして、市町村はわずかな非常勤職員の採用でいけるだろうと、わずかな窓口の拡張で対応できるだろうということで、これぐらいの金額になっていると思ひます。この金額につきましては、国の総額が大体約40億円あるんですけども、この40億円を全国の市町村の人口規模に応じて配分されております。そういった中で、本市のほうはこの262万円となっております。ただ、先

ほども言いましたように、国の交付想定枚数を考慮しますと、どうしてもこの枠内では対応が難しくなっております。どうしても本市のほう、国の想定枚数で考えますと、月大体2,300人来庁予定となっております。1日大体115人来庁されるということで、到底市民課窓口臨時職員をふやして、窓口を拡張するだけでは対応できませんので、対応できるように見積もった結果、この1,156万6,000円ということになりました。これにつきましては、補助金のほうは、平成28年以降も国のほうからはつくとは思ひますけども、額のほうはまだ未定でございます、引き続きできるだけ国の補助金内では納めようという努力はしますけれども、どうしても対応できない部分がありますので、引き続き平成28年度も同じような対応になるかなと考えております。

それから、マイナンバーの付番でございます。出生時に付番ということでございます。今回、一斉10月5日付番になりますけれども、おっしゃいますように10月5日以降お生まれの赤ちゃんにつきましても、番号のほうを付番させていただきます。その番号につきましては、住基の端末のほうでJ-LISに番号を要求しまして、J-LISから番号をもらうという形にはなっております。その番号につきましては、恐らくこれも事務要領がまだ届いてませんので詳しくはわからないんですけども、恐らくは出生届を出されまして、その情報がJ-LISに届いて、J-LISから番号通知の封書が届くものだと思います。

赤ちゃんでも個人番号カードを申請されて、赤ちゃんの写真のままというご質問でございましたけども、個人番号カードの有効期限ですけれども、大人が10年、厳

密に言えば10回目の誕生日までとなっております。未成年につきましては5年でございますので、赤ちゃんであっても5歳児ぐらいのときにはカード更新で顔写真も変わるという形になると思います。

個人番号をコンビニ交付に使うというのはどういった流れかということでございますけれども、個人番号カードを取得されまして、コンビニ交付の機械にそこに置くという形になりますので、カードのほうに個人番号の情報が入ってるということでございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 住民票の交付については、これから条例整備もしていかないかんわけですね。このマイナンバーを利用して住民票の交付、印鑑登録証明書の交付というのはできるようにするという条例をつくっていかなくてはいけないということになるんですかねという話なんですけど、それでそういったことの整備とかで、それこそ漏れのないようにきちんとやっていかなくてはいけない。非常にリスクもあると思うんです。犯罪助長ではないですけども、先ほどいったように、住基カードを偽の申請ですとか、なりすましですね。それでサラ金からお金を取る。マイナンバーでさっき言ったようにハッキング、それこそマイナンバーだけあれば、いわば特定ができるというところでは、それこそスキャンでも申請に使えるというような形になってこないかというのは非常に危険性があるんだと思っております。市の負担についても非常に大きいというところからも、ぜひそれを国に文句言わないかん話じゃないかと思うんですけども、こういったところもしっかりと認識していただいて、運用は慎重にやっていただきたいとは思いま

すが、コンビニ交付の部分で言うと、ほんまに危ないもんだということも、ぜひ先ほど増永委員も言われてましたけども、市民に周知していただけるようお願いをしたいと思います。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 コンビニ交付のお話ですけれども、番号利用の条例のお話だと思います。あの新規条例につきましては個人番号の利用ということで、条例が必要となってまいりまして、これは個人番号カードの利用の部分でございまして、これはこのカード内の電子証明書の部分を使いましてコンビニ交付できることになりますので、コンビニ交付を実施すること自体は条例制定は必要となってまいりません。ただ今、印鑑条例で、証明書の手続で印鑑登録書を提示して発行を受けるという規定になっておりますので、これにつきましては12月議会で改正の予定をしております。

○上村高義委員長 ほかにございせんか。

村上委員。

○村上英明委員 今、このマイナンバーの制度の中身というか、いろいろとご議論がございまして、その中で何点かだけお尋ねをしたいんですけど、1点目は西別館で特設会場を設けられるということで対応されるということですが、いつまでを目途にしておられて、その後は市民課の窓口でされとか、そういうスケジュール的なものをお答えできる分であれば、お答えをお願いしたいと思います。

2点目は、このカードは1月から開始ができる、使用ができると書いてあると思うんですけど、当面この法定事務の分で行かれるのかなと思うんですけども、当面の使用できる業務ですね、わかればお尋ねをし

ていきたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 川本市民課長。

○川本市民課長 まず、西別館の会場です。いつまでかということをございますけれども、今のところいつまでという期限は設けておりません。個人番号カードの申請状況とか、あと交付会場の混雑状況を見ながら、その都度判断していきたいと思っております。ただ最低でもやっぱり1年ぐらいはかかるかなと思っておりますし、長ければ2年ぐらまで続くのではないかなと思います。ただ、まだ通知カードのほうも市民の手元にいっておりませんので、市民の反響というものがまだ全然わかりませんので、またそのときの状況を見ましてから設定してまいりたいと思っております。

それから、1月以降どういった事務番号に番号利用されるかでございますけれども、これの所管は政策推進課になりますので、私も詳しくはどいった事務まで広げるかというのは聞いておりませんが、先ほど部長が概略を説明しましたとおり、年金関係の事務でございますとか、介護保険、国保、高齢者の医療とか、保険料徴収関係、あと児童手当、児童扶養手当等の支給ですね。それから、障害者の自立支援給付とか、生活保護の決定実施に関したりとか、税全般、こういったものが法定ですので、こういったことでスタートすると聞いております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目の特設会場の件ですね、当面というお話で、当面っていつまでやねんというお話になってくると思うんですけども、場所を変えられるときとかは、しっかりと周知できるような体制をとっていただければと思います。

2点目の、周知の件は、所管は多分違う

ところになるのかなと思うので、その辺またしっかりと、こういう業務ができますよというようなことも含めて、しっかりと市民の方に周知できるような体制を、要望としてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 今回のこの西別館での開設ということをございますけれども、日曜祝日での開設をどのようにお考えなのか、昨年ぐらから繁忙期、3月、4月には日曜開庁ということを行って、市民課は行ってくださっておりました。今回、1月からの対応ということになりますと、どのようにされるのかなということだけお聞きしたいと思っております。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 西別館の休日開庁の件でございますけれども、今のところは具体的にこの時期ということで、休日開庁の考えはございませんけれども、実際交付が始まりまして、市民からのご要望がありましたら、随時、臨機応変に日曜開庁の実施を検討してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 本人が受け取るということが前提ということでおっしゃっておりましたので、勤務されてる方等の配慮が必要かと思っておりますので、どうかその点これからもご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

○上村高義委員長 先ほども言いましたけれども、このマイナンバー制度等の事務については、非常に市民の方も危惧している部分もたくさんありますので、きょうは1時間半ぐらしか質疑していませんので、短い時間だったんで、きょうの意見も参考にしながら、やっぱり庁内でリスクアセス

メントをして、ミスが起こらないようにきっちりマネジメントしていくことが必要なので、きょうの意見は真摯に受けとめ、庁内でもきっちり議論して、摂津市だけはミスの起こらんように取り組んでいただきたいということを委員長からも強く要望しておきますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険の基金に対して、今回積み立てをされるということだと思ふんですけれども、介護保険3年間が一区切りで見直しをされると思ひます。この基金の性格ですね、基金とはどういうものかということについてお聞かせいただきたいと思ひます。まず、それだけお願ひします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、基金につきましてご答弁申し上げます。

基金につきましては、介護保険の給付費が高齢者の利用によりまして、例えば当初の見込みより非常にふえていくという状況になりましたら、一定予算上を計上している給付費が不足していきますので、そのときに基金の財源を充てまして、支払いに充てるものであります。

また、3年間の介護保険プランの計画の中におきまして、保険料は3年間に1度の改定になりますので、改定しますと初年度につきましては若干の給付費の余裕がで

きてきますので、そのときの分を基金に積む、2年目につきましてはおおむねほぼ均衡状態になりますので、基金の積み増しはなし、3年目につきましては、保険料が一定ですので、給付費が増加していきますと給付費が足りなくなりますので、その時点で1年目の余剰の分を取り崩しまして、3年目の支払いを円滑にするという形が基金の性格でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 大体3年間のサイクルというのが、1年目が基金を積んで、2年目は大体均衡になって、3年目は3年間かけた基金を取り崩して最終の会計を終わらせるというふうにおっしゃっていただいたと思ふんですけれども、ところが摂津市の介護保険の基金を見ますと、そうはなっていないというのがこの間の実態ではないかなと思ふんです。平成23年度までの基金が8,200万円ほど積まれていました。そこから第5期が始まったんですけれども、平成24年度で1億2,000万、25年度は1億3,500万、26年度1億6,300万ですかね、3年間で最初はふえても、あとは減っていかなあかんはずの基金がどんどん膨らんでいくという形になってしまってるわけなんですね。今回、年度当初の予算の中では、3年目の最初のときですから2,000万ぐらい基金に積む年だということで、入れるというふうにされているのですけれども、この補正では基金残が2億6,000万基金が積んだ状態になると。もうどんどん膨らんでいく一方だということになると思ふんです。もちろん、前年度の締めをして、その中でこの金額をどうするのかということですので、基金に積むという方法しかないのだと思ふんですけ

れども、この8,000万円、基金が積み上がった平成23年度末ですね、第5期が始まる前に日本共産党のほうからこういう基金が積み上がってるじゃないかということを行ったときに、市長は、この基金全部取り崩して第5期のほうに繰り入れて、そのときは府の部分もあったんですかね、それも全部入れて、介護保険料をできる限り引き下げますということで、おっしゃったと思うんですよ。ところが、その第5期にどんどんどんどん積み上がってきたと。なおかつ、今回さらにその基金が、初年度ですから積み上がる年なんですとおっしゃいますけれども、8,000万円やったのが1億円超えて今度2億円を超えてる基金残になるわけですよ。そういうことで果たしていいのかと。今回も、積み立てている基金は全て取り崩して、介護保険料引き下げに使いますというお話は第6期でもしていただいたと思いますし、それによって最初の金額として決めていたのよりも下がるような計算になりましたという話もしていただきました。そやけれども、現実としてやっぱりこうやって積み上がっていった金額を見ると、高齢者の皆さんは本当にどんどん年金が少なくなっていく中で、天引きをされます。これを高齢者全員に還元してもわずかな金額ですっておっしゃるかもしれませんが、でも本当に今、食費も切り詰めてやっちはるような高齢者の方々にとって、基金だけがどんどん積み上がっていくという実態は納得のいかないものだと私は思うんです。第5期の最初のときは、一応初年度から繰り入れもしてはりましたよね、基金を崩して。ところが今回は当初予算で繰り入れはしないということで、積み立てだけになってますけれども、今後

の見通しについて、この3年間の見通しですね、一体基金はどうなっていくのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、基金がどのようになっていくかについてご答弁申し上げます。

まず、基金が積み上がりました要因のほうから説明させていただきます。介護保険につきましては、この平成26年度の精算業務ですので、26年度を中心に話をさせていただきます。介護保険の第5期の最終年度に当たりまして、基金が本来ですと取り崩して収支均衡していく流れになりますけれども、以前の議会でもご答弁申し上げておりますけれども、安威川以北での小規模特養、また複合型サービスと呼ばれますお泊まりデイ、訪問介護を提供する看護小規模多機能型の居宅介護等の整備ができておりません。こういう面からも、一定給付費が、施設整備におきましてね、少し伸びなかったというところがあります。また、新設しました小規模特養の開設が、介護職員が一部不足で集まらなかったということで、満床になる時期が少しおくれたということも施設給付費の伸びが鈍化したところがあります。

また、一方では、介護給付費の適正化に本市は取り組んでおりまして、住宅改修の検査、事業者への指導、給付データのチェック、介護サービスの提供プランのチェック等々取り組んでおりまして、日々事業所には適正な給付費の交付を行っている取り組みがございます。さらに、収入の面から見ますと、歳入におきましては調整交付金を、本来ですと5%いただくべきものなんですけれども、本市におきましては若いま

ちというところが大きく影響しまして、0.34%の1,554万程度の歳入を予定しておりましたが、年度末になりましてこの交付金が6,064万7,000円の歳入の額がいただけました。そうしますと、4,510万7,000円の増収となったわけです。こういう歳入の分もありまして、基金に積む額が見込み以上の形になりました。ただ、この基金が、委員おっしゃっておられますように他市の状況を見ますと、平成24年度の大阪府下を示しました資料によりますと、摂津市では基金残は、その当時で言いますと24年度は1億2,000万ほどございまして、お一人当たり6,500円ほどの基金残がございました。順位で言いますと、大阪府下では30番目になっております。24年度以前を少しさかのぼってみますと、19年度では35番目、20年度では28番目、21年度では37番目、22年度では41番目、23年度では32番目と、相対的に基金が少ない市町村という形になっておりました。この少ないというのは、一定保険料が適正という部分もありますけれども、万が一給付費が伸びた場合には、その財源が枯渇してしまう、大阪府からの借入れをしなければ運営ができないというリスクもありますので、一定幾らかの基金は必要ではないかと認識しております。

また、今回精算によりまして1億3,958万2,440円を新たに基金に積みまして、基金残高は今回ご可決をいただきますと2億6,727万の基金残高になります。しかしながら、第6期の計画におきまして、既に1億6,332万500円を取り崩す計画の中で保険料が設定されてますので、それを差し引きますと、約1億円ほどの基金として万が一のときに対応で

きる基金の状況になっております。こういうふうに見ますと、今給付費が45億円を超える状況になりましたので、1億円といえますのは、当然委員がおっしゃってるように市民の皆様からいただいた大切なお金ですけども、それを適正給付に努めながら、無駄のないように使っていくって、この基金につきましては現状維持をする中で、万が一のときの対応という形で進めていきたいと思っております。ただ、今後基金がますます増加していくような状況になりました折には、第7期の保険料の算定におきましてはその分をしんしゃくしながら適正に努めていきたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 第5期は、施設整備とかいろいろ進まなかったというお話は以前にもありました。私のほうからも、そういうできない計画を立てて介護保険料が引き上がるようなことになっては困りますと、きちんと立てた目標をしっかりとやって、ちゃんと介護のサービスも提供していただくように、絵空事で絵を描いて、できませんでした、基金がたまりましたというようなことにはもうならないですねというお話もさせていただいておりますので、そのところはぜひとも今回しっかりと実行していただきたいなというふうに思っております。

大阪府下各市と比べてというふうなことをおっしゃいましたけれども、基金をどんどん積み上げるということがすばらしいことでは決してありませんし、先ほどおっしゃったように、もし万が一足りないときは、府から借り入れることができる、そのための制度もあるわけですから、もちろん借り入れはしないのにこしたことは

ありません。しかし、万が一というときの
ための方策はあるわけですから、今生きて
はる、利用してはる、利用してない方もそ
うですね、介護保険をとられてはる高齢者
の皆さんの生活を切り詰めてまでという
ところをしっかりと考えていただいて、無駄
な基金という、無駄と言ったら失礼かもし
れないですけども、本当にしっかりとそ
の辺は考えていただきたいなど。1億円は
3年間たった後も残るんだというお話、今
そういうことやったのかなと思うんです
けれどもね、1億円も残さなあかんのかな
と、私は思います。3年間しっかりとその
辺は運用も考えていただいて、高齢者の負
担ということについて心を砕いていただ
きたいなと思いますし、それに見合うサー
ビスをしていただきたいですし、介護保険
料の減免制度、これを市独自でもこの基金
を活用すればできるのではないかなとい
うふうに思いますので、そのことについ
てもぜひ考えていただきたいなと思っ
ております。これは要望としておきます。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。
山崎委員。

○山崎雅数委員 今の積立金の話を聞いて
おりますと、3年間で計画的に運用する
というのが基本だと思うんです。現象的に
こうなったというのはわかるんですけど
も、当初予算で積立金は2,097万4,
000円なんです。これが年度途中で1億
395万7,000円という、これ整合性
というか、矛盾はしないのかなという気が
しておりますので、その辺の考え方をぜひ
もう一回お聞かせいただきたいと思いま
す。

それから、過年度の返還金、1,642
万円のその内訳とか、どういった性質の
ものを返すのかというのをお聞かせいただ

きたいと思います。というのが、歳入で地
方事業の交付金とか、介護給付金の交付金、
地域支援事業の交付金とかというのが不足
分として歳入で入ってきてるわけですよ
ね、今年度分で言うと。そうすると、不足
もあるけれども去年の分は返さないかん
分が出てくるというところの整合性、内訳
を聞かせていただければと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、今回の
精算におきましての国・府基金等の返還金
等につきまして、まず説明させていただきます。

今回、繰越金の精算によりまして国にま
ず給付費としてお返しする分が1,241
万3,011円、支払い基金等につきまし
ても3万2,146円、府費につきまし
ても398万638円の返還、合計1,64
2万5,795円の返還が生じております。
一方で、同じく国庫支払い基金、府費につ
きましては、追加申請をしまして、交付さ
れる分がございます。これにつきましては、
国庫としましては地域支援事業の関係で
介護予防分、また同じく包括任意分、まず
合計23万1,312円、支払い基金にお
きましては、給付費が不足しましたので、
返還ではなくて259万4,991円追加
でいただく形になります。また、府費に対
しましては、地域支援事業の介護予防分と
しまして2万3,173円、同じく包括任
意分としまして9万2,483円、合計1
1万5,656円を府費から頂戴するとい
う形で今回補正をさせていただいてます。
今回、返す分と新たにいただく分を含めま
して、さらに一般会計の平成26年度に概
算払いを受けました分の精算によってお
返しする分がございます。一般会計の繰出
金の内訳としましては、人件費61万4,

195円、事務費1,047万9,677円、給付費としまして647万2,366円、また地域支援事業の介護予防分としまして5万5,080円、同じく包括任意分としまして104万7,603円、また補助金の対象外の分もございましたので、これが2万5,640円のマイナスになっております。一般会計の繰出金としまして、総合計1,864万3,281円を一般会計にお返しするという精算でございます。このようにしまして、繰越金1億3,608万5,360円を残りまして、1億395万8,244円を基金に積み増すという形になります。この基金につきましては、先ほど申し上げましたように、万が一の給付費が不足した折には充当させていただくものとなっております。

○上村高義委員長 これでもいいですか。

○山崎雅数委員 はい。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午前11時50分 再開）

○上村高義委員長 再開します。

議案第60号の審査を行います。補足説明を求めます。

登阪生活環境部長。

○登阪生活環境部長 それでは、議案第60号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止するため、制定するもの

でございます。

なお、本条例は同一の条項につきまして、施行期日を異にして重ねて改正する必要があるため、第1条と第2条に分けて改正を行っております。

それでは、改正条文につきましてご説明いたします。まず第1条、平成27年10月5日施行分でございます。議案参考資料（条例関係）の3ページ及び4ページもあわせてご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

第1条中、第2条の改正は、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号として個人番号に関する事務を追加し、追加カードの再交付手数料1件につき500円を定めるものでございます。

第4条の改正は、第2条の号の移動に伴い、第2号における引用条項を変更するとともに、第5号を第6号とし、第5号として手数料の免除規定に、通知カードの再交付で、再交付がやむを得ない場合として規則で定めるときを追加するものでございます。

なお、やむを得ない場合として規則で定める規定の内容といたしましては、カードの追記欄の余白がなくなった場合や、国外転出によるカード返納後の再交付など、申請者に過失がない場合を予定しております。

次に第2条、平成28年1月1日施行分でございます。議案参考資料条例関係の5ページ及び6ページもあわせてご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

第2条中、第2条第2号の改正は、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を削除するとともに、住民票の写しと戸籍の付票の写しを分けて規定するなど、文言等の整備を行っております。

同じく第2条第3号の改正は、個人番号に関する事務の手数料に、個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を追加するものでございます。

第3条の改正は、個人番号カードの再交付を想定し、手数料の徴収時期として請求時・申請時に加え、交付時を規定するとともに、文言の整備を行うものでございます。

第4条の改正は、第2条第2号の表及び第3号の表の改正に伴う引用条項の変更でございます。

なお、本条例は、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第60号の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、再交付についてだけお聞かせいただきたいと思います。先ほどの質疑の中で、個人番号カードの更新時期、10年、5年というのをお聞かせいただきました。更新は再交付に当たらないのか。

それから、先ほど説明ありました通知カードの再交付はやむを得ないというのと同じ同等の扱いになるのか、それに手数料が10年後、5年後のカードの更新については手数料が要らないということになるのか、再交付に当たるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 通知カードと個人番号カードの再交付なんですけども、更新が再交付に当たるのかどうかというご質問でございます。現在のところはこの今回の規

定の再交付には、更新の分は入っておりません。有効期間満了に伴い再交付手数料につきましては、まだ国のほうで検討中ということで、今この分につきましてはなくされたとか、破ってしまったとか、割ってしまったとか、あと先ほども部長から説明がありましたように、追記欄の余白がなくなった場合でありますとか、そういった場合を想定しております。国も検討中ということでございますけども、先ほども言いましたように、未成年の有効期間が5年となっておりますので、5年以内には国の方針が定められまして、提示があるのかなと思っております。本市につきましても、国の方針どおりに、それに合わせる形でまた設定してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午前11時57分 再開)

○上村高義委員長 それでは再開します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第54号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時58分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 福住 礼子